

美唄市中小企業等振興条例第4条に規定する補助金の交付に関する

令和8年度 美唄市中小企業等振興条例 振興補助金一覧

条例区分	区分・予算額	対象者	対象要件	対象経費	補助率	限度額
第2号 商店街環境整備事業	商店街賑わい創出事業 予算額 3,000千円(3件)	美唄商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合又は5店舗以上で構成する任意団体	賑わいの創出が期待できる事業であって、次のいずれかに該当するもの ①商店街イベント等開催事業 ②消費者の利便性向上のための事業 ③商店街の景観の改善のための事業	左記①～③の区分に基づき別に定める (募集要領参照)	1 / 2	100万円
	中心市街地空き店舗等活用促進事業 予算額 12,000千円(4件)	中小企業者等 (中心市街地ですでに事業を営んでいる者も含む)	中心市街地の空き店舗等を活用し店舗及びオフィスを開設する事業	①事務所・店舗等開設経費 ②法人登録等に関する経費 ③販売促進に関する経費	2 / 3	300万円
	中心市街地店舗景観等改修事業 予算額 4,000千円(2件)	中心市街地に店舗を有する中小企業者等	店舗の改修等を行うことにより賑わいの創出が期待できる事業	①店舗改修費 ②外観整備費	1 / 2	200万円
第4号 分野創へ進出又は中小企業者等が新	新規創業・事業承継補助事業 予算額 4,000千円(2件)	事業を営んでいない中小企業者等	美唄商工会議所が開催する創業塾(認定特定創業支援事業)を受講した者が、市内に事業所等を設け新たに創業する事業又は事業を営んでいない者が事業承継し創業する事業(個人・会社を問わない)	①事務所・店舗等開設経費 ②法人登録等に関する経費 ③販売促進に関する経費	1 / 2	200万円
	新分野進出補助事業 予算額 4,000千円(2件)	すでに事業を営んでいる市内中小企業者等	新分野・新市場に進出する事業であって、新たに雇用を創出するもの	①事務所・店舗等開設経費 ②法人登録等に関する経費 ③販売促進に関する経費	1 / 2	200万円
	地域おこし協力隊起業支援事業 予算額 4,000千円(4件)	美唄市の地域おこし協力隊として1年以上活動し、協力隊2年目から退任後3年以内に事業を開始する者	市内に事業所等を設け、新規又は事業承継をし創業する事業(個人・会社を問わない) ※「中心市街地空き店舗等活用促進事業」及び「新規創業・事業継承補助事業」の併用を可とする	起業や事業承継に要する設備費、備品費、法人登記、マーケティング等の経費	10 / 10	100万円 (新規雇用等の要件を満たす場合200万円)
第5号 販路拡大	販路拡大事業 予算額 1,000千円(2件)	市内中小企業者等	生産する製品に対する販路拡大のための事業(物販を除く)	①イベント出展に係る経費 ②マーケットリサーチ費用 ほか	1 / 2	50万円
第6号 人材育成	人材育成事業 予算額 200千円(2件)	市内中小企業者等	中小企業大学校が行う研修の受講	研修に係る受講料	1 / 2	10万円/人 5名/社